

平成27年11月20日

岡山県立倉敷まきび支援学校
第6号 進路指導係

進路だより

平成27年度 PTA事業所見学会

本年度のPTA事業所見学として、11月16日に青山商事株式会社井原商品センターと住倉ドリームガーデン真備を、小学部から高等部までの保護者30名が訪問しました。一般企業からB型・生活介護・グループホームと幅広く見学ができ、有意義な研修ができました。



青山商事株式会社

ケタはずれの商品数(仕事量)にビックリ！



エレベータの中にまで搬送用レールがありビックリ！

井原商品センターでは職員90名中、35名の障害者の方が働かれています。第2号職場適応援助者(企業内ジョブコーチ)を2名配置して就労支援を行っています。働くうえで必要なこととして、1 自己管理ができること(体調管理、時間を守る)、2 あいさつができること(出勤時、退出時、返事)が特に大切だと言われていました。



住倉ドリームガーデン真備

グループホームを利用した進路選択もあります



真備町特産の竹を利用した商品開発

入所施設をはじめ、就労継続支援B型や生活介護、日中一時支援、共同生活援助(グループホーム)等、幅広く福祉サービス事業を展開されています。来春には、就労継続支援A型も新設予定とのことです。

福祉サービス利用手続き

についてお知らせします

福祉サービス受給者証を持っている

福祉サービスの利用には、福祉サービス受給者証とサービス等利用計画が必要です

A

ない

ある

計画相談

居住地の福祉事務所で

申請

保護者

受けていない

受けている

計画相談を入れるか、セルフプランにするかを聞かれる。相談の場合は相談支援事業所の一覧を渡される。

移動支援や日中一時支援など、地域生活支援事業のみ利用の場合も A の手順と同じ。

短期入所や放課後等デイサービスの利用の場合

※A型事業所の場合は、事前に事業所に連絡を入れておく。

直Bアセスメント用の受給者証がある場合は、期間限定のため新規扱い A と同様になる。

担当の相談支援相談員に、卒業後のサービス等計画を作成してもらい、サービスを利用する。

計画相談が可能な指定相談支援事業所で

相談

保護者本人

相談支援事業所において、サービス等利用計画の作成をする。相談支援事業所から、福祉事務所に直接、プランが渡される場合もある。

居住地の福祉事務所から

交付

利用する福祉サービスが、福祉サービス受給者証に記載され、利用できるようになる。

● 計画相談について

福祉サービスを利用するためには、相談支援事業所でサービス等利用計画の作成が必要です。

自分で作成するセルフプランも可能ですが、モニタリングなどの支援も自分でするようになります。

相談支援事業所には2種類あります

指定相談支援事業所

サービス等利用計画の作成ができる事業所

委託相談支援事業所

(地域活動支援センター I 型)

市町から委託を受けて、よろず相談を受ける事業所

よく使われる

障害福祉サービスの種類

● は、計画相談が必要な福祉サービスです

介護給付
訓練等給付

●

生活介護、居宅介護、短期入所、施設入所

●

就労継続支援A型・B型、就労移行支援事業、共同生活援助

本人の日常生活を支え、暮らしに直結した全国統一の福祉サービス

障害者総合支援法

地域生活支援事業

移動支援、日中一時支援

児童福祉法

●

放課後等デイサービス

本人の余暇活動支援や家族へのレスパイトなど、御家族の状況にあわせて利用できる福祉サービスで、市町村が独自に運営できる

※ 倉敷市では、これらのサービス利用の受給者証が1冊にまとめられている